

大竹市立大竹中学校

生徒心得

令和6年4月

大竹市立大竹中学校 生徒指導規程 令和6年4月

第1章 総則

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものであり、生徒が互いの人格を尊重し、自主的・自立的な学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活のきまり

第2条 1年を通じて登下校の時間を守る。

- ・ 登校は8時20分までに教室に入って、カバンなどをロッカーに入れて、席に着くこと。席についていない場合、遅刻となる。遅刻した場合は、必ず職員室で登校の報告をし、遅刻カードを受け取って教室に上がる。
- ・ 下校の時間は年間を通して原則 17:00 とする。
部活動 4月～9月 18:00、2・3・10月 17:45、11月～1月 17:15（出門時刻）
- ・ 登校後は、放課後まで許可なく校外に出ない。
- ・ 登下校は、定められた通学路を通る。登下校中に、買い食いや寄り道をしなない。
- ・ 自転車通学は許可された者に限る。ヘルメットは正しく着用すること。

第3条 服装等

夏服 6～9月	上：半袖・白開襟シャツ（校章入り）又は半袖・白ブラウス 下：ノータックストレート型ズボン又はジャンパースカート
冬季 10～5月	上：長袖・白カッターシャツ又は白ブラウス、ネクタイ又はリボン、ブレザー 下：ノータックストレート型ズボン又はジャンパースカート ①手袋、マフラー、ネックウォーマーは、派手でないものとし、登下校時に限り使用を認める。（校舎内では、はずしてカバンの中で保管する） ②セーター、カーディガンは、色は白・黒・紺・灰色に限る。セーターは、Vネックに限る。カーディガンは、すべてボタンを留めること。（ブレザーを脱いで、セーター・カーディガンのみで生活することは認めない。暑い場合は、セーター・カーディガンを脱いで、ブレザーを着る）また、ブレザーからはみでないようにすること。
ソックス	・白・黒・紺・灰色とし、くるぶしソックス・フリル・ストッキング・ルーズソックス等は禁止。 ・ライン・ワンポイントは目立って派手なものは禁止。 ・防寒のためにストッキング等を着用しても良い。（期間は12月から3月とする。模様等のないもので、体育の授業及び部活動の時は、ストッキング等を脱ぎ、生徒指導規程に則った靴下を着用する。）
ベルト	学校指定のものに限る。
名札	学校指定のものを左胸につける。

※ 夏服への更衣は6月1日、冬服への更衣は10月1日からを原則とする。移行期間は、原則として前後2週間程度とする。

※ スカートの長さは、膝が隠れる程度とする。

※ 名札、ネクタイ、リボン等を忘れた場合は、職員室で借りる。（当日返却する）

※ 肌着などのインナーは、無地とし、冬季のハイネックシャツのようにカッターやブラウスからはみ出ないものとする。

2 違反があった場合は、その場で直させる。

第4条 靴、カバン

- ・ 通学シューズは、白い運動靴を原則とし、ひも付きまたはマジックテープでノーマルカットのものとする。色つきのラインやマークの入ったものは禁止。
- ・ 体育館では、体育館シューズを使用すること。
- ・ 上靴は、本校指定のものに限る。
- ・ 通学カバンは、学校指定のものを使用する。
補助的のバッグは、学校指定のサブバッグのみとする。
- ・ カバンに目印のキーホルダーをつける場合は、5cm×5cm以内のものとする。

第5条 頭髪等

- ①ウエーブ、パーマ、カールや脱色、染色は禁止する。
- ②整髪料、リボン、化粧品、油類等の使用は不可とする。
- ③前髪は目にかからない程度にし、長いものは分けて細いピンで留める。（派手な飾りピンは使用しない）
- ④横は耳にかからない程度にする。
- ⑤後ろ髪は襟が隠れる場合は黒・茶・紺のゴムでくくる。

※ 眉を抜く、眉をそり落とす、口紅、マニキュア、ピアス・ネックレスをつけるなど、中学生としてふさわしくないもの（不自然に手を加えたもの）は禁止する。

なお、違反があった場合は適正な処置をとる。

2 ゴム、ピアス、ネックレスなど違反があった場合は、学校が一時的に預かり、保護者に返却する。

第6条 学校には、学習に不要なものは持ってこない。

- ・ 携帯電話（スマートフォン）、ゲーム、週刊誌、雑誌、漫画等の学校への持ち込みは禁止する。
- ・ くし、鏡、リップクリーム（無色のものに限る）、制汗スプレー（無香料のものに限る）については認めるが、あくまで身だしなみを整えるという目的で、節度ある使い方を要する。

2 違反があった場合は、学校が一時的に預かり、保護者に返却する。

第3章 特別な指導に関すること

第7条 授業を受けることを原則とするが、次の問題行動を起こした生徒については、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ①喫煙・飲酒。
 - ②暴力・威圧・強要行為。
 - ③建造物・器物破損。
 - ④窃盗・万引き。
 - ⑤性に関すること。
 - ⑥薬物等乱用。
 - ⑦道路交通法違反。
 - ⑧刃物等所持。
 - ⑨その他法令・法規に違反する行為。
 - (2) 本校の規則等に違反する行為
 - ①いじめ。
 - ②授業妨害・授業放棄・カンニング（不正行為とみなされる行動も含む）等。
 - ③暴力・暴言。
 - ④喫煙同席・喫煙準備行為（煙草等の所持）。
 - ⑤家出及び深夜徘徊。
 - ⑥染髪、不適切な髪型、眉毛剃り、マニキュア、ピアス、制服の着くずし等。
 - ⑦菓子、化粧品、携帯電話（スマートフォン）などの不要物の所持。
 - ⑧落書き、火災報知器や消火器等へのいたづら等の器物破損等。
 - ⑨ネットいじめ、掲示板等への誹謗中傷書き込み、チェーンメール等。
 - ⑩繰り返し指導に従わないなどの指導無視及び暴言等。
 - ⑪その他、学校が教育上指導を要すると判断した行為。
- 2 (1)(2)の問題行動を起こした場合、警察等関係機関との連携を図る場合がある。

第8条 特別な指導とは、別室で指導を行い、自分の問題行動に対して深く反省させ、内省を深めさせるとともに、今後の生活や学習について再出発することを促すものである。特別な指導を行う際には、保護者を呼び、管理職等が対応する。

- 2 特別な指導の詳細は、別に定める。

生活心得

○校内の生活心得

- 1 校内生活全般について
 - ・ ルールやきまりを守り、お互いが楽しく有意義に生活できるように心がける。
 - ・ 言葉づかいは、礼儀正しくする。
 - ・ 校内生活や登下校の途中において、気持ちのよいあいさつ・会釈をする。
 - ・ 授業の着ベルやその他の開始時間を守り、それぞれの活動に真剣に取り組む。
 - ・ 校内では安全に気をつけ、廊下を走ったりしない。
- 2 所持品について
 - ・ 所持品については、学年、組、名前をはっきり記入すること。
 - ・ 不必要なお金や貴重品は持ってこない。
 - ・ 携帯電話（スマートフォン）は原則持ってこない。必要な場合は申し出て、学校長の許可を得ること。
 - ・ 貴重品は、朝のSHRの際に担任の先生に預ける。
 - ・ 生徒証明書は常に携帯する。
- 3 教室利用について
 - ・ 机やいす等を大切に使用し、落書きなどしない。
 - ・ 許可されたもの以外は、ロッカーや机の中に置いて帰らない。
 - ・ 授業中は、カバンを机の横や床に置いたりせず、ロッカーに入れる。
 - ・ 教室内を常に整理整頓する。
 - ・ 移動教室や下校時には、必ず戸締り、消灯する。
- 4 職員室の入室について
 - ・ 職員室への入室は原則入り口までとする。特別な事情（印刷室、放送室の利用など）で職員室の中に入る必要がある場合は、近くの先生に申し出る。
 - ・ カバン等は持って入らない。
 - ・ 入室・退室時はあいさつをする。
入室時：「失礼します。」
「〇年〇組の〇〇です。〇〇してもよろしいでしょうか。」
「〇〇先生はいらっしゃいますか。」
退室時：「失礼しました。」
 - ・ 鍵や物を借りるときは、必ず許可を得る。
「〇〇部の〇〇です。〇〇部の部室の鍵を取りにきました。」
- 5 保健室の利用について
 - ・ 入室・退室時はあいさつをする。
 - ・ けがや病気の時には、応急手当をしてもらい、用のない人は入らない。
 - ・ 病気の人がいるので静かに過ごす。
 - ・ 保健室の物には触れない。
 - ・ 急な体調不良は、養護教諭と相談し、原則1時間経過観察後、授業に戻るか、早退の手続きをとる。

6 図書室について

- ・ 室内では静かに本を読む。
- ・ 本は大切に扱い、返却日を守る。
- ・ 図書室の本を許可なく持ち出さない。
- ・ 昼休憩においては、予鈴がなったら授業場所へ移動する。

7 集会等について

- ・ 学校朝会や生徒朝会には、5分前に集合できるよう、時間に余裕を持って登校する。
- ・ 集会場所では、整列、着席して静かに待つ。

8 給食について

- ・ 給食当番以外は、廊下で待機する。
- ・ 給食当番は、エプロン、三角巾、マスクを着用する。エプロン、三角巾、マスクは、各自が家から持参する。
- ・ 給食は給食時間内に食べる。残ったものは、持ち帰らない。
- ・ 全員がそろって、「いただきます。」「ごちそうさま。」のあいさつをし、給食時間内は、教室から出ない。

9 掃除について

- ・ 掃除時間は、みんなでまじめに協力し、時間いっぱい無言で掃除をする。

○ 校外の生活心得

1 外出・外泊について

- ・ 夜間外出や無断外泊はしない。
- ・ 外出する際には、保護者に行き先、目的、同伴者、帰宅時間などを告げて、許可を得る。
- ・ 映画やボウリング場などの遊技場、カラオケボックスやゲームセンター等への利用は、保護者の許可を得ること。
- ・ 生徒だけで、行事等の後の打ち上げは行わない。
- ・ つり、サイクリング等の野外活動は、しっかりと計画立て、保護者の許可を得て行く。
(保護者同伴が望ましい。泊を伴うものは保護者同伴)

2 安全について

- ・ 交通規則を守り、安全に注意して行動する。
- ・ 遊泳禁止場所では決して泳いではいけない。(川での遊泳は禁止)

3 アルバイトは原則禁止とする。

※事情によりアルバイトを希望する場合は、担任の先生を通じて学校長の許可を得る。

「部活動」

基本方針

- 学年や学級の所属を離れ、共通の興味・関心をもった生徒が自主的・自発的に集まり、その集団生活を通して心身の調和的発達や個性・能力の伸長を図り、現在、将来に向けてよりよい生活を築こうとする意欲、態度を養う。
- 部活動は放課後の余暇を利用し、課外活動として校内において文化・体育の両面で心身の発達(体力の増強、技術教養・マナーの習得)を図る場である。
- 目標を明確にし、有意義な活動を行う。
- 部活会議(顧問・生徒)を随時開き、必要事項を協議し円滑な運営を行う。

1 部活時間は次のとおりとする。

月	終了	出門
4月～9月	17:45	18:00
2,3月と10月	17:30	17:45
11月～1月	17:00	17:15

- 2 下校時間を厳守すること。守らなければ活動を停止することがある。
- 3 活動を行わないときは通常の下校時間(17:00)とする。
- 4 顧問不在のときは原則として活動はしない。ただし、顧問が前もって他の顧問に依頼し承諾を得た場合は、活動することができる。その場合、内容・種目によって危険なものは禁止する。
- 5 身体・私事・家庭等の事情のあるものは顧問に連絡する。
- 6 許可された服装で活動する。
- 7 各種大会1週間前から、特認練習を可能とする。担当者(生徒指導主事)に届け出て、校長の承認のもと通常練習を30分延長することができる。また、試験週間に当たっている場合も、届け出ることで練習を行うことができる。
- 8 特に低学年は過重、過労にならないよう十分に配慮し、指示・指導する。
- 9 生徒は、健康・安全・事故の防止に常に注意する。
- 10 顧問と連絡を密にし、規律正しい活動をし、常に学習との両立をはかるよう努力する。
- 11 午後の短学活、教育相談、学習補充、行事等は部活動より優先する。
- 12 部活動で問題などある場合は1日以上活動停止及び反省を行う場合もある。
- 13 夏・冬・春休み中の活動は原則として午前・午後に分ける。
- 14 部活動において問題が生じたときは、ただちに顧問・担任・関係部・校長及び家庭、関係諸機関に連絡し、処置する。
- 15 使用した校舎、グラウンド、体育館等の用具の整理・整頓、清掃、戸締り、消灯を行う。
- 16 一旦帰宅し、部活動のため再登校するときや休日や休業中の登下校は、制服または規定の体育時のジャージ、体操シャツ、部活で揃えた服装とする。
- 17 カバンは、通学カバンまたは、学校指定のサブバッグを基本とする。(チームのバック可)
- 18 自転車通学許可者以外の自転車での登下校は認めない。
- 19 朝練習は顧問の指導のもとで行うことができる。ただし、7:30から活動を行い、8:00には活動を終了する。朝練習に参加する場合、7:15以降に登校する。
- 20 原則、部活動の休業日を授業日に1日、休業日に1日設けることとする。ただし、大会等がある場合は他の日に適切に設ける。

「願,届出」

- 1 事前にわかっている欠席・遅刻・早退,忌引,欠課,見学の場合は担任の先生に申し出る。
- 2 生徒証明書は毎学年始めに担任の先生より交付されるが,紛失した場合は,担任の先生に申し出て再交付を受ける。
- 3 自転車通学の場合は「自転車通学願」を提出し,係の先生から許可を得て,自転車に明示しておく。制限区域内の生徒でもやむをえず一時的又は長期的に自転車通学をしなければならないものは許可を受け通学することができる。
- 4 生徒旅客運賃割引証(学割)が必要なときは,担任に申し出て「学校学生生徒旅客運賃割引証交付願」を受け取り,必要事項を記入後,担任に提出し学割を受け取る。

参考

1 忌引について

家族,親族に不幸があったときの忌引日数は次のとおりである。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 父母 | 7日以内 |
| (2) 兄弟姉妹,祖父母 | 3日以内 |
| (3) 伯父母,叔父母,曾祖父母 | 1日以内 |

2 「学校において予防すべき感染症」について

学校での感染拡大を防止するため,次の感染者については「出席停止期間」が法令によって定められている。そのため,登校する際は「**感染症に関する報告書**(感染のおそれのないことの証明)」を**保護者が記入し**,担任の先生に提出する。

(出席停止となる感染症)

【第一種】

法定感染症

【第二種】

インフルエンザ,百日咳,麻疹,流行性耳下腺炎,風しん,水痘,咽頭結膜熱,結核

【第三種】

コレラ,細菌性赤痢,腸管出血性大腸菌感染症,腸チフス,パラチフス,流行性結膜炎,急性出血性結膜炎,その他の感染症

※ 「**感染症に関する報告書**」はホームページからダウンロードする。または,学校で担任からもらう。

「生徒会会則」

第1章 会の名称

第1条 この会の名称は,大竹中学校生徒会とする。

第2章 会の目的

第2条 この会は校訓「敬愛」の教育目標に従い,学校内外において自主活動を積極的に行い,明朗で健全な校風をつくり,そして立派な社会人となる素質を養うことを目的とする。

第3章 会員と顧問

第3条 会員は大竹中学校生徒全員とする。

第4条 全職員を顧問とし,指導助言を受けることとする。

第4章 役員

第5条 この会には次の役員をおく。

会長1名,副会長2名(1・2年生各1名),書記2名(1・2年生各1),会計1名

第6条 前条の生徒会役員は生徒会執行委員とよび,執行委員会を構成する。

第7条 生徒会執行委員の任期は1年とする。

第8条 会長は生徒会を代表して生徒会活動全般を総括し,その責任をもつ。

第9条 副会長は生徒会長を助け,事情によっては生徒会長の代理をする。

第10条 書記は総会及び各委員会の議事録を作成し,議事の経過を公表し,本会のいっさいの記録及び書類を保管する。また,会長,副会長の補佐をする。

第11条 会計は本会の会計事務取り扱い,募金等について顧問教師より指導を受け,担当する。そして,年度始めの総会において会計に関する報告をし,年度末には会計係顧問が決算をし,会計が生徒総会で報告する。(ただし,金銭の保管は会計係顧問教師があたることとする。)また,会長,副会長の補佐をする。

第12条 生徒会執行委員は,別に定めた選挙管理規定により選出する。

第13条 生徒会執行委員は,生徒朝会の企画・運営にあたる。

第5章 機関

第14条 本会は目的達成のため次の機関をおく。

- (1) 生徒総会
- (2) 専門委員会
- (3) 選挙管理委員会

第15条 生徒総会は本会の議決機関とする。

第16条 生徒総会は次の場合,学校長の承認を得,会長が招集する。

- (1) 生徒会行事計画審議のとき。
- (2) 執行委員会や専門委員会が,必要と認めたとき。
- (3) その他必要と認めたとき,学校長の承認を得て開く。

第17条 生徒総会は生徒全員で構成する。

第18条 総会の招集は原則として5日前に告示し,会員の3分の2以上の出席により成立し,議決は出席会員の過半数で成立することとする。

第2節 専門委員会

第19条 本会の執行機関として、専門委員会をおく。

第20条 専門委員会は次の6委員会とする。

○学級委員会○広報委員会○美化委員会

○保健委員会○体育委員会○図書委員会

第21条 各委員会は原則として、学級より選出された男女各1名の委員をもって構成する。

第22条 各委員会の委員長は、学校長が任命する。

第23条 委員長は委員会を統制する。月1回以上の委員会を開催し、計画立案及び実践と反省を行う。また、必要に応じて執行委員会にも出席し、拡大執行委員会を構成する。

第24条 委員長の任期は、生徒会執行委員の任期に準ずる。また、委員の任期は1年を2期に分け、1期4月～9月、2期9月～3月とする。ただし、留任はさまたげない。

第25条 各専門委員会活動分野は、別に定める。

第3節 選挙管理委員会

第26条 選挙管理委員会については、別に定める選挙管理規定によることとする。

第6章 本会の経費

第27条 本会の経費は、会費その他の雑収入寄附金をもってこれにあてる。

第28条 本会の執行委員会、各専門委員会の予算は、本会の会計係顧問教師が編成し、会計が生徒総会に提出する。

第29条 部活予算案は会計係顧問教師が編成し、会計が生徒総会に提出する。

第30条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日で終わりとす。

第7章 補則

第31条 この会則は生徒総会で必要と認めるとき改正できる。

第32条 この会則を実施するのに必要な事項は、付則として別に定める。

第33条 本会の議決事項は、すべて学校長の承認を経なければならない。

第34条 本会則は、昭和45年4月4日より実施。

第35条 本会則は、平成5年一部改正、平成6年4月1日より実施。

付則

第36条 本会則は、平成13年一部改正、平成14年4月1日より実施。

第37条 本会則は平成18年一部改正、平成18年4月1日より実施。

第38条 本会則は平成19年一部改正、平成20年4月1日より実施。

第39条 本会則は平成20年一部改正、平成21年4月1日より実施。

第40条 本会則は平成23年一部改正、平成23年4月1日より実施。

「各専門委員会活動分野」

学級委員会

学級のリーダーとして、学級、学年あるいは全学年にわたり、生徒の校内外での生活上の諸問題を解決し、規律の保持と道義の高揚をはかるなど、生活の向上に寄与する。

- 1 学級委員会で全学年にかかわる問題を討議する。
- 2 学級が団体行動をとるときなどの指導をする。
- 3 出席簿等の持ち運びと出欠状況の把握をする。
- 4 校内外における風紀状態の向上（服装見回り品の整備、行動態度）正しい礼儀作法及び生徒心得の啓発につとめる。
- 5 執行委員会との緊密な連携をとる。
- 6 その他、他委員会に属さない事項の処理につとめる。

広報委員会

新聞、各種の掲示、諸行事の報道準備などの広報活動を通して建設的な校内世論の向上につとめる。

- 1 新聞や文集等の編集と発行をする。
- 2 新聞、雑誌など有益な記事の展示をする。
- 3 学級活動用の掲示物作成と展示をする。
- 4 校内放送の企画・運営をする。
- 5 諸行事の放送準備をする。
- 6 その他広報委員としての必要な仕事を行なう。

美化委員会

校舎内外の清掃美化及び用具の管理、施設の改善、環境整備の計画と実践にあたり、その徹底をはかる。

- 1 掃除区域及び用具の割当てをする。
- 2 掃除区域を巡視し、清掃状況、あとしまつを点検し、環境美化の徹底につとめる。
- 3 破損箇所の点検と修理、危険物の除去を行なう。
- 4 大掃除、ワックス塗りの計画をたてる。
- 5 その他美化委員としての必要な仕事を行なう。

保健委員会

健康、安全の管理及び保健衛生の改善と啓発につとめる。（給食も含む。）

- 1 身体測定、諸検査等保健行事の世話をし、統計をとる。
- 2 保健目標を設定し、広報活動を通じてその徹底をはかる。
- 3 毎日の健康観察をし、担任に報告する。
- 4 疾病者の看護、手当てをする。
- 5 手洗い場、便所などの衛生改善につとめる。
- 6 その他保健委員としての必要な仕事を行なう。

体育委員会

体育施設及び用具の管理保守をおこない、体育行事の立案運営にあたる。

- 1 体育倉庫，石灰倉庫，体育館などの施設の整理を行う。
- 2 クラスボールなど体育関係用具の割り当て，保管，修理をする。
- 3 体育的行事の諸計画と運営にあたる。
- 4 その他体育委員としての必要な仕事を行う。

図書委員会

学校図書館の運営改善並びに読書力向上のための計画をたて実践にあたる。

- 1 図書の貸し出し，返却，整理をする。
- 2 損傷図書の修理・整備をする。
- 3 推薦図書の紹介をする。
- 4 寄贈図書の利用法と永続的な保守対策をする。
- 5 図書調査をし，読書の奨励と希望図書購入の調査をする。
- 6 その他図書委員としての必要な仕事を行う。

「選挙規定」

第1章 総則

第1条 民主的な生徒会の運営を図るために，生徒会会則にのっとり生徒会執行委員を公選する選挙制度を確立し，選挙する人の自由に表明される意思によって公明かつ適正に代表者が選出されるようにこれを規定する。

第2条 この規定は生徒会会則第4章第12条の規定に基づき生徒会執行委員について適用する。

第2章 選挙管理委員会

第3条 選挙事務を管理・監督するために，選挙管理委員会を置く。

第4条 選挙管理委員会(以下委員会と称す)は，3年生各クラスの学級委員等をもって構成する。

第5条 委員長は委員会の中から互選により選出され，委員は選挙に関する管理事務を行う。

第6条 委員会は，次のことを実施する。

- (1) 選挙の公示と立候補者及び推薦責任者名簿の作成
- (2) 立候補者の受付
- (3) ポスターの管理（3枚）
- (4) 立会演説会等の計画進行
- (5) 投票に関する事務・管理
- (6) 開票及び当選者の確認と発表
- (7) その他（選挙全般）

第3章 選挙運動

第7条 選挙運動は，委員会の定めた選挙規則によって実施する。

第8条 選挙運動について，選挙規約に違反した場合，委員会はただちに立候補者資格を取り消すことができる。

第4章 選挙権及び被選挙権

第9条 選挙権は，本校に在学する生徒全員に与えられる。

第10条 被選挙権は，本校に在学する1・2年生全員に与えられる。

第5章 投票

第11条 投票は無記名投票とする。

第12条 投票用紙は，投票当日，選挙管理委員会から投票所にて選挙人に渡すこととする。

第6章 当選

第13条 会長選挙においては，有効投票の最多数を得た立候補者を当選とする。

第14条 副会長選挙においては，有効投票の最多数を得た1・2年生各1名の立候補者を当選とする。

第15条 会計選挙においては，有効投票の最多数を得た1名の立候補者を当選とする。

第16条 書記選挙においては，有効投票の最多数を得た1・2年生各1名の立候補者を当選とする。

第17条 届け出のあった候補者数が定員を超えない場合は信任投票を実施する。信任は有効投票の過半数を必要とする。